

2022

ケータイ社労士 補助講義

2022年度本試験に向けた 法改正講座

労働法

社会保険法

講師：近江 直樹（ケータイ社労士 著者）

労働基準法・安全衛生法の改正

**第1章・第2章 労働基準法・労働安全衛生法
大きな改正なし。**

**※ ただし民法の成人年齢改正
未成年：20歳未満⇒18歳未満**

労働者災害補償保険法の改正

第3章 労働者災害補償保険法

29課 (1) ② 年金担保の貸付事業の終了

34課 (1) ⑩⑪ 特別加入制度の対象追加

※ 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正（追加）

脳・心臓疾患の労災認定基準の改正

改正のポイント

● 業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・ 発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・ 月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・ 発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・ 拘束時間が長い勤務
- ・ 出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■ 労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが
これに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強いと評価
することを明示

■ 労働時間以外の負荷要因を見直し

- ・ 勤務間インターバルが短い勤務
- ・ 身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■ 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→ 「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

● 対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加

雇用保険法の改正

第4章 雇用保険法

2課(6) 特例の高年齢被保険者の導入

38課(1)② 育児休業のみなし保険者期間

※ 毎年8月1日に行われる労災保険・雇用保険における平均給与額の変動に伴う金額（例：給付基礎日額の最低保証額、賃金日額の上限・下限）の変更は、ケータイ社労士①
労働法に反映済です。

労働保険徴収法の改正

第5章 労働保険徴収法

大きな改正なし

労働に関する一般常識の改正

第6章 労働に関する一般常識

1課 (3) パワハラ防止措置が中小企業も対象に

14課 (2) ① 雇用期間1年以上の要件廃止

+a 個別の周知・意向確認、雇用環境整備

健康保険法の改正

第1章 健康保険法

9課 + a 任意継続被保険者の標準報酬

10課 (1) ④ 任意継続被保険者の資格喪失

31課 (4) 傷病手当金の支給期間の通算化

37課 (2) 出産育児一時金の額の調整

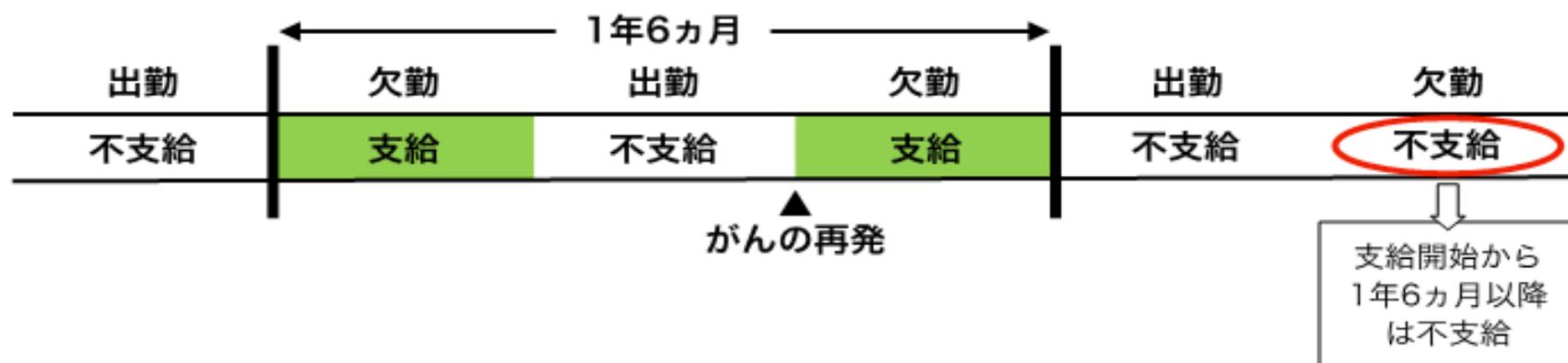
※ 保険証（被保険者証）の本人へ直接交付可能に

※ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定

傷病手当金の支給期間

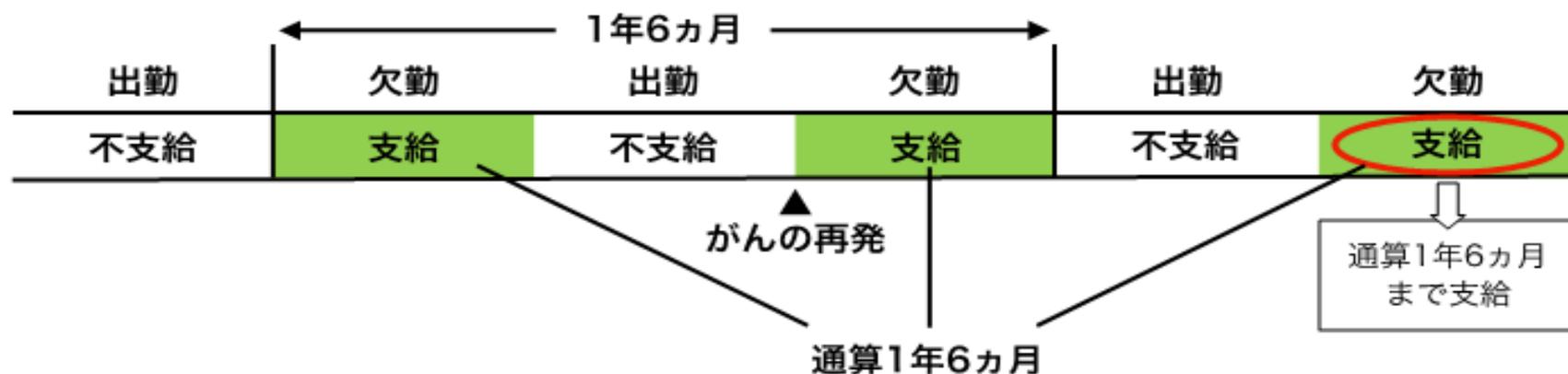
【2021年12月までの傷病手当金の支給期間】

⇒ 支給開始から1年6ヵ月を経過する時点まで支給（1年6ヵ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給）



【2022年1月からの傷病手当金の支給期間】

⇒ 支給期間を通算して、1年6ヵ月を経過する時点まで支給



国民年金法の改正

第2章 国民年金法

12課 (3) 年金担保貸付事業の終了

20課 (3) 支給繰り上げの減額率 1000分の4に

21課 (2) 支給繰下げ75歳までに

24課 (2) ⑤ 20歳前傷病による障害基礎年金の
所得による停止期間

※ 年金手帳 ⇒ 基礎年金番号通知書 (厚生年金も)

厚生年金保険法の改正

第3章 厚生年金保険法

12課 (2) 年金担保貸付事業の廃止

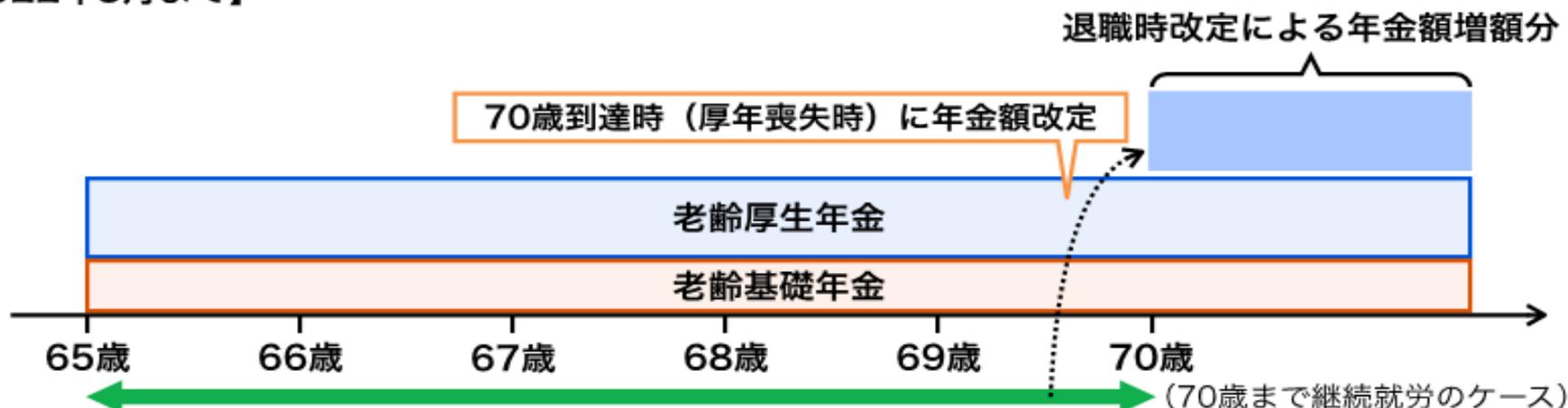
17課 (2) 在職老齢年金 65歳未満も65歳以上と同様の計算式に

19課 (2) 支給繰下げが75歳までに

20課 (1) 在職定時改定の導入

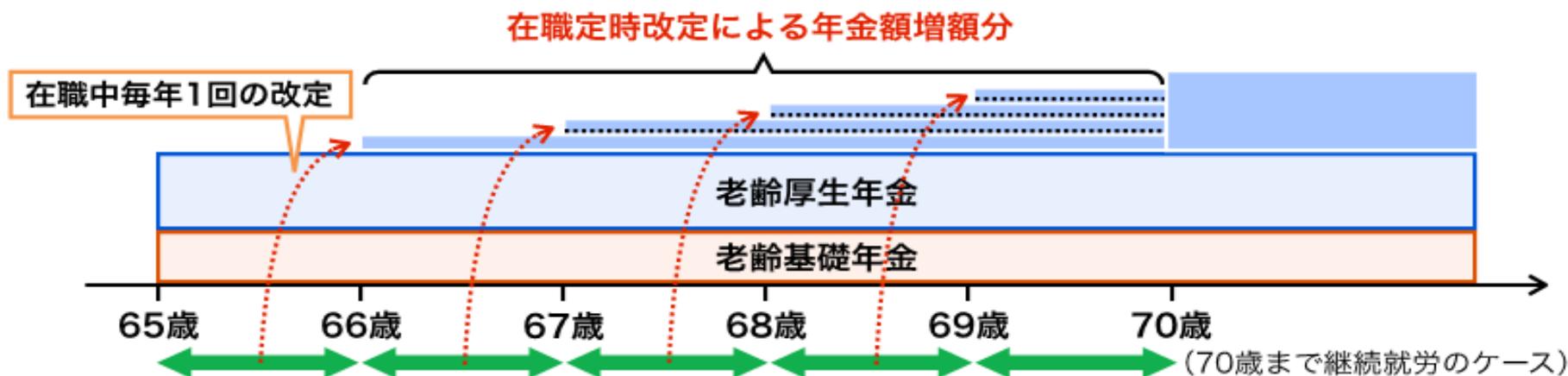
在職定時改定

【2022年3月まで】



【2022年4月から】

標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



社会保険一般常識の改正

第4章 社会保険に関する一般常識

11課 確定拠出年金

老齢給付金の受給開始 上限年齢が70歳⇒75歳

最後までご視聴ありがとうございました。

本講義のスライドおよび資料は、
ケータイ社労士の筆者公式HPに記載しています。

